



平成 24 年度建設業における監督指導結果について

建設現場での労働安全衛生に係る違反 62.9% -

福井労働局（局長 谷藤 仁）は、建設現場での労働災害の防止を図るため、平成 24 年度の 1 年間において、県下 4 つの労働基準監督署が 192 の建設工事現場に立ち入り、労働災害防止に係る監督指導を行った結果をとりまとめた。

その結果は以下のとおりであった。

1 監督指導結果の概要（詳細については別紙のとおり）

監督指導結果では、192 の建設工事現場、関係業者 272 の事業場に対して監督指導を実施し、101 の建設工事現場（52.6%）、関係業者 171 の事業場（62.9%（前年度 63.0%））において労働安全衛生法の違反が認められ、違反事業場に対しては是正を指示した。

また、192 の建設工事現場のうち 33 の建設工事現場（17.2%）においては、特に急迫した危険性の高い設備・機械の使用や作業を行わせていたことから、対象物等に対し使用停止等命令の行政処分を実施した。

2 主たる違反事項

主たる違反事項としては、「墜落・転落等による危険防止措置義務違反」が最も多く 101 事業場（違反率 37.1%）、次いで「元方事業者の講ずべき措置義務違反」が 34 事業場（違反率 12.5%）において認められた。このほか「建設機械等による危険防止措置義務違反」が 21 事業場（違反率 7.7%）、「作業主任者選任と職務履行確保違反」が 9 事業場（違反率 3.3%）と、現場の各種設備及び安全衛生管理体制に係わる違反が認められた。

3 業種別、発注者別の状況

土木工事現場については関係業者 56 の事業場のうち 33 事業場（58.9%）、建築工事現場については関係業者 216 の事業場のうち 138 事業場（63.9%）において労働安全衛生法の違反が認められた。

公共工事に係る建設工事現場については関係業者 118 の事業場のうち 67 事業場（56.8%）、公共工事以外の建設工事現場については関係業者 154 の事業場のうち 104 事業場（67.5%）において労働安全衛生法の違反が認められた。

4 その他

平成 24 年における福井労働局管内の建設業における休業 4 日以上労働災害による死傷者数は 150 人（うち、死亡者数は 3 人）であり、全産業における労働災害の死傷者数の 17.3%、死亡者数の 37.5%を占めている。

福井労働局では、平成 25 年度を初年度とする 5 か年計画である第 12 次労働災害防止推進計画等に基づき災害防止の取組を進めることとしており、労働災害多発業種である建設業においては、その労働災害の約 4 割を占める足場等からの墜落・転落災害の防止対策を重点的に推進する等により、労働災害の減少、死亡災害の撲滅を図っていくこととしている。

表1 平成24年度建設工事現場監督指導実施結果

	土木工事			建築工事			合計			
		公共 工事	公共工事 以外		公共 工事	公共工事 以外		公共 工事	公共工事 以外	
1 監督指導実施工事現場数	44	43	1	148	50	98	192	93	99	
うち違反工事現場数(違反率)	22 (50.0%)	22 (51.2%)	0 (0.0%)	79 (53.4%)	21 (42.0%)	58 (59.2%)	101 (52.6%)	43 (46.2%)	58 (58.6%)	
うち使用停止等命令書 交付現場数(交付率)	4 (9.1%)	4 (9.3%)	0	29 (19.6%)	10 (20.0%)	19 (19.4%)	33 (17.2%)	14 (29.3%)	19 (19.2%)	
2 監督指導実施事業場数	56	55		216	63	153	272	118	154	
うち違反事業場数	33 (58.9%)	33 (60.0%)		138 (63.9%)	34 (54.0%)	104 (68.0%)	171 (62.9%)	67 (56.8%)	104 (67.5%)	
元請事業場数	44	43	1	148	50	98	192	93	99	
うち違反事業場数	22	22		76	21	55	98	43	55	
下請事業場数	12	12		68	13	55	80	25	55	
うち違反事業場数	11	11		62	13	49	73	24	49	
3 使用停止等命令書交付事業場数	6	6		40	13	27	46	19	27	
4 主要違反事項	(1)墜落・転落等による危険 防止措置義務	17	17		84	20	64	101	37	64
	(2)飛来・崩壊等による危険 防止措置義務	0			2		2	0	2	
	(3)電気による危険防止措 置義務	0			5	2	3	5	2	3
	(4)建設機械 ¹ 等による危 険防止措置義務	9	9		12	4	8	21	13	8
	(5)クレーン等に係る危険防 止措置義務	4	4		0			4	4	0
	(6)土石流による危険防止 措置義務	2	2					2	2	0
	(7)作業主任者 ² 選任と職 務履行確保	2	2		7		7	9	2	7
	(8)就業制限業務	4	4			2	2	4	6	2
	(9)安全衛生教育	0					4	0	0	4
	(10)元方事業者の義務 ³	8	8		26	6	20	34	14	20
	(11)その他 ⁴	3	3		26	10	16	29	13	16
合計	49	49	0	170	44	126	219	93	126	

表2 工事別違反率の推移

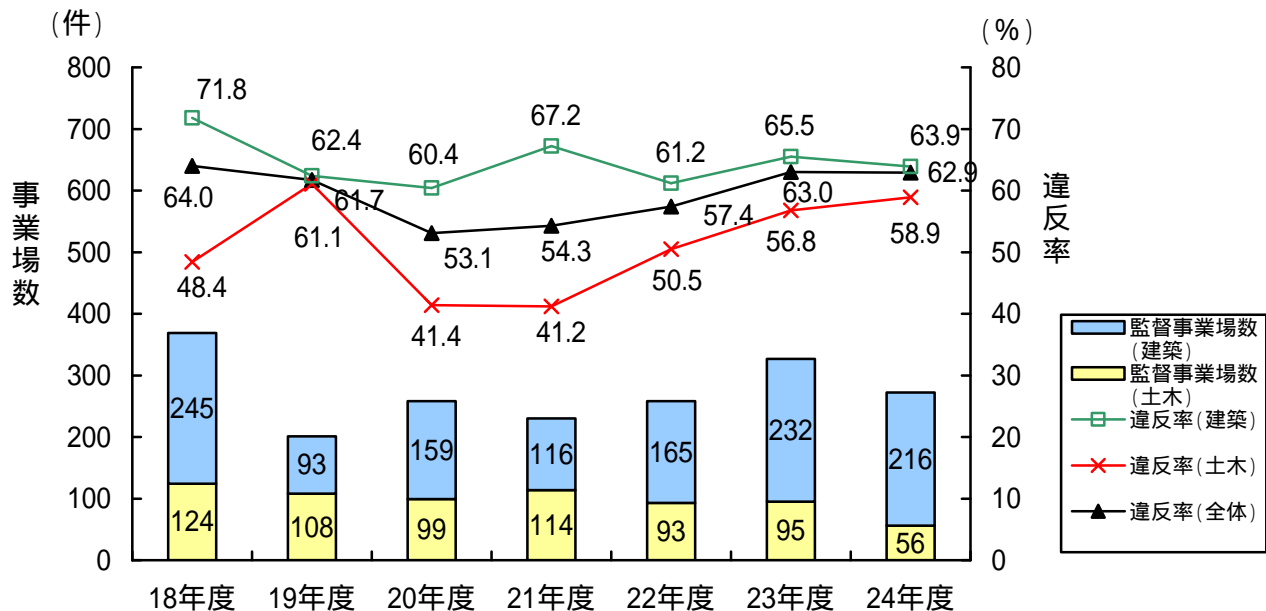


表3 主要違反事項の違反率の5カ年の比較 (違反事業場数/監督指導実施事業場数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1)墜落・転落等による危険防止措置義務	29.8%	27.3%	33.7%	41.9%	37.1%
(2)飛来・崩壊等による危険防止措置義務	0.8%	2.2%		1.5%	0.7%
(3)電気による危険防止措置義務	1.2%	0.4%	1.2%	2.4%	1.8%
(4)建設機械等による危険防止措置義務	7.8%	7.4%	6.2%	4.0%	7.7%
(5)クレーン等に係る危険防止措置義務	1.2%	3.0%	1.2%	4.0%	1.5%
(6)土石流による危険防止措置義務	1.9%	1.7%	1.2%	0.3%	0.7%
(7)作業主任者選任と職務履行確保	2.7%	6.1%	9.3%	2.5%	3.3%
(8)就業制限業務	1.2%	1.3%	1.5%	0.6%	1.5%
(9)安全衛生教育	0.8%			0.3%	
(10)元方事業者の義務	7.4%	12.2%	9.7%	13.8%	12.5%
(11)その他	8.5%	8.7%	5.4%	12.8%	10.7%

(表中の語句等について)

1 工事の種類等

「土木工事」とは、トンネル建設、橋梁建設、河川土木、砂防、下水道、港湾海岸等各工事を示す。

「建築工事」とは、鉄骨・鉄筋コンクリート家屋建築、木造家屋建築、建築設備等各工事を示す。

元請及び下請事業場数は、監督を実施したすべての事業場数で、工事を施工していた全事業場数ではない。

2 主要違反事項

- 1 「建設機械」とは、ドラグ・ショベル、ブル・ドーザー等の車両系建設機械のほか、くい打機やボーリングマシーン等を示す。
- 2 「作業主任者」とは、労働災害を防止するため管理を必要とする一定の危険・有害な作業について、免許保持者・技能講習修了者のうちから選任することとされているもので、事業者はその者に作業に従事する労働者の指揮等の職務を行わせる必要がある。
- 3 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、法律に違反しないよう必要な指導を行う義務がある。
- 4 「その他」には主要違反事項(1)～(10)以外の機械設備の有効保持や有機溶剤中毒予防規則関係や粉じん障害防止規則関係などの指導事項が含まれるもの。